令和5年7月28日 子ども・若者部 子ども・若者支援課 子 ど も 家 庭 課

令和7年度子ども計画(第3期)の策定に向けた各種調査等の実施について

1 主旨

令和2年度から6年度までを期間とする「子ども計画(第2期)後期計画(以下、「子ども計画(第2期)後期計画」という)」及び「今後の子ども政策の考え方(グランドビジョン)を含む子ども・子育て支援事業計画調整計画」に基づき、子ども・子育て施策を総合的に展開している。

令和7年度からの「子ども計画(第3期)」の策定にあたっては、小中学生、ひとり親家庭、高校生世代、若者を対象とした各種調査を実施するとともに、昨年5月に保護者12,000世帯を対象に実施したニーズ調査の結果を合わせて、これまでの計画の進捗状況を踏まえた議論を子ども・子育て会議及び子ども・青少年協議会で開始する。

また、本調査以外の子どもの意見聴取等については、子ども条例に関する議論とあわせて、ティーンエイジ会議等の機会を設けること等を予定している。

平成 27年 度	28年 度	29年 度	30年 度	令和 元年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年 度	11年 度	12年 度	13年 度	14年 度	15年 度	16年 度		
2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034		
子	 ども・子				L ?期)(1 >	L L0年間))		子ども計画(第3期)												
	安定作業 子ども計画(第2期)後期計画 子ども・子育て支援事業計画								計画												
	同調整計画 同調整計画																				

2 子ども計画の位置づけ

- ■世田谷区子ども条例の推進計画
 - ・第1期、第2期と、計画期間を10年として策定。 第3期の計画期間については、10年を基本に子ども・子育て会議で議論する。
- ■こども基本法に定める市町村こども計画
- ■子ども計画に内包する計画
 - ・子ども・子育て支援法 →子ども・子育て支援事業計画(5年ごとの規定あり)
 - ・次世代育成支援対策推進法 →次世代育成支援対策行動計画
 - ・子どもの貧困対策推進法 →子どもの貧困対策計画
 - ・子ども・若者育成支援推進法→子ども・若者計画

3 策定にあたり実施する調査

(1) 子どもの生活実態調査(高校生世代) 実施時期:9月

①対象: 高校2年生世代のすべての子どもとその保護者

②方法:郵送配布し、郵送又は Web で回答

③調査のポイント:

Point 1 高校生世代の子どもの生活実態を把握する

・平成30年度に小中学生を対象に実施した子どもの生活実態調査を参考に、高校生世代の子どもの生活・学び・就労や保護者の状況、支援制度の利用について現状を把握する。

Point 2 経済的な理由による生活困難を抱える高校生世代の子どもの実態とニーズを 把握する

・生活困難度や世帯構成との関連を分析すると同時に、コロナ禍による家計への影響 を把握することで、経済的な理由による生活困難を抱える高校生世代の子どもを取 り巻く課題やニーズを把握する。

Point 3 高校生世代の子どもの支援の充実に向けた施策を検討する

・子どもの現在及び将来が生まれ育った家庭の状況に左右されることがないよう、高 校生世代を対象とした学習支援や居場所、経済的負担の軽減、支援につながる仕組 みづくり等について検討する際の基礎資料とする。

(2) 小学生・中学生アンケート 実施時期:10月

① 対象:小学生アンケート

区立小学校(各地域1校)1年生~6年生の児童 約3,000人中学生アンケート

区内在住の1年生~3年生の生徒 約3,000人

(住民基本台帳から層化二段無作為抽出法)

② 方法:小学生アンケート 学校経由で配布し、Web で回答 中学生アンケート 郵送配布し、Web で回答

【参考】平成30年度

小学生アンケート (対象:児童館、新 BOP を利用した小学生)

回答数 児童館 473人、学童クラブ 1,133人、BOP 680人

中学生アンケート(対象:今回と同様、方法:郵送配布・郵送回収)回答率 36.4%

③ 調査のポイント:

Point 1 コロナ禍を経た小学生・中学生の実態を把握する

・平成30年度調査からコロナ禍や社会状況の変化等を経た子どもの実態を把握する。

Point 2 子どもの権利に関する実態を把握し、子ども条例の見直しの議論と施策検討 の基礎資料とする

・子どもの権利が守られているか、実態を把握し、今後の子ども条例の見直しの議論 と施策を検討する上での基礎資料とする。

Point 3 区への意見表明に対する意向を把握し、子どもの参加・意見表明の施策を検 討する

・区への意見表明の意向を把握し、今後の子どもの参加・意見表明の仕組みの検討に 活かす。

(3) ひとり親家庭調査 実施時期:11月

①対象:区内の児童育成手当受給者のうち、

離別・死別・未婚などの理由でひとり親家庭になった者 約4,400人

②方法:郵送配布し、郵送又は Web で回答

【参考】平成 30 年度 回収率 34.3%

③ 調査のポイント:

Point 1 コロナ禍を経たひとり親家庭の実態及びニーズの変化を把握する

・平成30年度調査からコロナ禍や社会状況の変化等を経たひとり親家庭の実態及びニーズを把握する。

Point 2 ひとり親家庭の悩みや困難な状況を把握し、施策展開の参考とする

・悩みや困難な状況を抱えるひとり親家庭の実態を把握し、潜在的な課題の発見・ 分析をし、ひとり親家庭支援のあり方の検討材料とする。また、ひとり親家庭に寄 り添った相談支援や効果的な情報提供の手段を検討する。

Point 3 子どもの生活安定に向けた課題を把握し、支援を検討する

・子どもの多様な経験の機会の有無や学習環境の実態等を把握し、子どもの現在と将 来が生まれ育った家庭の状況に左右されることがないよう、子どもの最善の利益を 重視した支援を検討する。

(4) 若者調査 実施時期:11月

①対象:区内在住 15~29 歳の若者 約 6,000 人(住民基本台帳から層化二段無作為抽出法) 青少年交流センター、若者総合支援センター等の若者施設利用者 約 500 人

②方法:郵送依頼後、Web で回答

若者施設利用者は、施設にて配布後、Webで回答

【参考】平成 30 年度 回収率 18.9% (方法:郵送配布・郵送又は Web で回答)

③ 調査のポイント:

Point 1 コロナ禍を経た若者の実態及びニーズの変化を把握する

・平成 30 年度調査からコロナ禍や社会状況の変化等を経た若者の実態及びニーズを 把握するとともに、情報機器端末の利用状況、外出状況等も把握する。

Point 2 若者の悩みや困難を有する若者の実態を把握する

・子ども・若者の健やかな育成、社会生活を円滑に営むための支援など、区が若者施 策を進めていくため、若者の悩みや生活実態、人間関係等を把握する。

Point 3 子どもの権利や区への意見表明に対する意識を把握し、施策展開の参考と する

・若者の「子どもの権利」に対する認知度や、区への意見表明に対する意識を把握 し、今後、若者の意見を施策に反映していくための検討材料とする。

(5) 若者ヒアリング調査 実施時期:10月から12月

①対象:区内の若者施設の事業者及び利用者、若者の活動を支えている団体等

②方法:若者施設や地域団体等の活動の場に出向き、対面でヒアリングを行う。 ヒアリングは、子ども・青少年協議会委員と調査会社、区職員が行う。

【参考】平成30年度

青少年交流センター、児童館、メルクマールせたがや等 19 か所で実施

③調査のポイント:若者施設の利用者や地域活動参加の若者の現状や、アンケート調査では把握できない声を拾う。

4 今後のスケジュール(予定)

令和5年 9月 高校生世代を対象とした子どもの生活実態調査の実施

10月 小中学生アンケートの実施

10月以降 ティーンエイジ会議や若者ヒアリング調査等の実施

11月 ひとり親家庭調査、若者調査の実施

令和6年 5月 子ども・子育て会議(子ども計画(第3期)骨子案等の意見聴取)

子ども・若者施策推進特別委員会(子ども計画(第3期)骨子の報告)

7月 子ども・子育て会議(子ども計画(第3期)素案の意見聴取)

9月 子ども・若者施策推進特別委員会(子ども計画(第3期)素案の報告)

区民及び子どもの意見募集等

12月 子ども・子育て会議(子ども計画(第3期)案の意見聴取)

令和7年 2月 子ども・若者施策推進特別委員会(子ども計画(第3期)案の報告)

3月 子ども計画(第3期)の策定